

解説

●定期事業者検査

定期事業者検査とは、電気事業法第 55 条第 1 項に基づき、特定電気工作物に対して、事業者が行う検査です。定期事業者検査では、特定電気工作物が「技術基準(発電用原子力設備の技術基準を定める省令)」に適合することを確認し、その結果を記録し保存することが義務付けられています。

●点検計画

点検計画とは、点検の方法ならびにそれらの実施頻度を具体的に定めたものです。

●点検計画管理表

点検計画管理表とは、点検計画に基づき、具体的な点検時期、過去の点検実績を一覧表として纏めたものです。

●保安規定

保安規定とは、正式には「原子炉施設保安規定」といい、原子炉等規制法第 37 条第 1 項に基づき、原子炉設置者が原子力発電所の安全運転および廃止措置を行う上で守るべき事項(保安に関する組織、保安措置等)を定めたもので、国の認可を受ける規定です。

●プラントマネジメントシステム

プラントマネジメントシステムとは、設備管理システムの機能をさらに高度化し、機器の点検計画、発注、実績などの管理を総合的に行う計算機システムです。

●品質マネジメントシステム

品質マネジメントシステムとは、JEAC4111-2009「原子力発電所における安全のための品質保証規程」の要求事項に従って、経営者が品質方針を掲げ、必要な経営資源(人材・予算等)を確保するとともに、品質に関するマニュアル等を整備(文書化)し、実施・維持していくことです。また、その品質マネジメントシステムの有効性を継続的に改善するにより、原子力安全を達成・維持・向上するものです。